

静夕協第39号
令和4年8月4日

静岡労働局
局長 石丸 哲治 殿



静岡地方最低賃金審議会
会長 畑 隆 殿

商業組合静岡県タクシー協会
理事長 三澤 賢治

静岡県最低賃金の改定にかかる要望について

平素よりタクシー乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜わり厚く御礼申し上げます。静岡県最低賃金は、令和3年に885円から913円に引き上げられたところですが、今年度の最低賃金については中央最低賃金審議会の協議を経て、最低賃金改定の目安額が示され、今後、静岡地方最低賃金審議会において最低賃金の改正に向け調査審議がおこなわれるものと推察いたします。

今年度の最低賃金の改正について、下記のとおり現在タクシー業界が置かれている厳しい状況をお伝えするとともに、改定について意見を申し立てます。

記

令和2年以降、急激な旅客需要が落ち込みにより、県内のタクシー事業者は危機的な経営状況に陥っており、当協会全体の事業収益をコロナ前と比較した場合、令和2年度はマイナス44%、120億円減収、令和3年度はマイナス40%、109億円の減収という、かつて経験したことがないような厳しい経営状況に陥っております。

これまで国や自治体による経営支援策や雇用調整助成金などを活用しながら何とか雇用を維持して参りましたが、ここにきて、返済時期を迎える多額の負債を抱えたまま、一昨年度は4社、昨年には2社がタクシー事業から撤退し、地域の足を支える車両数も大きく減少しています。

もとより、賃金の引き上げが実現し、経済が発展するとともに県民生活がより豊かになることは、県民全員が均しく願うところであり、タクシー業界においても望むべきものであります。

しかしながら、賃金の引き上げは事業の生産性が向上して支払い能力に余力が生じて初めて可能となるため、最低賃金法第9条の地域別最低賃金の原則にありますとおり事業の賃金支払い能力を考慮して定めるべきでものあり、そもそもコロナ禍で事業の存続さえ危ぶまれる状況が続いている最中において、賃金の引き上げが先行される

べきものではありません。

したがいまして、賃金支払い能力を全く考慮しない最低賃金額の引き上げは行わず、改定に当たっては最低賃金法第9条を考慮のうえ、慎重にも慎重のうえご審議していただくことを強く求めるものであります。

【異議申し出事由】

タクシー業界は、我が国の経済情勢の影響を強く受け、長期的に輸送人員が減少する中で、平成14年2月に改正道路運送法が施行され、需給調整の廃止を含む規制緩和が実施されたことにより、需給バランスが崩れるとともに乗務員の労働条件が著しく悪化することになり、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況となりました。

このため、平成21年10月1日付けで「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行（平成26年1月27日に一部改正）され、貴局の担当者にも委員としてご就任いただき官民一体となり地域の協議会においてタクシー事業の適正化及び活性化の推進を図っているところですが、タクシー事業を取り巻く経営環境はこれまでにない大変厳しい状況に陥り、労働条件の改善は困難さを増し、先の見通しがまったく立たないところです。

また、7月6日に内閣府が発表した経済見通しは、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進むことにより消費が持ち直し、海外経済の回復に伴い輸出や設備投資が増加する」とし、「雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心とした景気回復が持ち直す。」と見込んでおりますが、ここへきてコロナウイルス変異株が急拡大を見せ、テレワークの推進や外出・飲食の自粛により旅客需要は下げ止まり、景気回復の兆しは全く見えておりません。

こうした中での最低賃金の引き上げは事業存続に大きな影響を与え、多数の労務倒産が現実的に懸念され、そうなれば高齢者や移動困難者の生活の足として、その役割を担うことができなくなってしまいます。

つきましては、貴殿におかれましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の主旨であります賃金の支払い能力につきまして、特にタクシー業界が陥っている厳しい現状をご理解いただき、引き上げる際には、賃金上昇分の公的補助、厚生年金や社会保険の事業者負担の軽減、租税公課の減免など、あらゆる面から公的支援措置を検討いただくなど、経済情勢が業種によって大きく異なることにご賢察・ご配慮下さり、最低賃金の改定に当たっては慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上